

議会活性化特別委員会会議録

(令和4年7月7日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会活性化特別委員会会議録

本日の会議 令和4年7月7日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	金 繁 典 子	副委員長	吉 田 茂 生
委員	尾 崎 恵 一	委員	嘉 喜 山 茂
委員	池 田 栄 次	委員	少 林 法 子
委員	石 川 秀 夫		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原 田 達 也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 調査研究事項1 「議会基本条例に関すること」
- (2) その他

開 会 13時30分
閉 会 15時50分

○吉田副委員長 定刻になりましたので、第6回議会活性化特別委員会を開催いたします。

最初に、委員長の御挨拶をお願いします。

○金繁委員長 こんにちは。今日も暑い中、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。

前回、検討いたしました7条からについて、資料の4の中に用語の説明ですとか、解釈案の訂正を赤字で入れていただいています。御確認ください。

大丈夫ですかね。大丈夫でしたら、早速、今日のところに入っていきたいと思います。

8条から、池田委員をお願いします。

あ、ごめんなさい、8条じゃない12条です。すみません。失礼しました。

自由討議の拡大、お願いします。

○池田委員 12条ということで、原文は御覧のとおりです。

背景が、議会での審議は、議案についての執行部に対して質疑を行うことが中心となっている。これは賛否の意見の表明ではなく、内容について疑問を質すことが趣旨あり、議員間の意見のやり取りではない。採決の前に行われる討論は、賛成か反対かのどちらかの立場に立っての発言であり、議員相互の討論という形になっていない。

そこで、多様な意見を代表する複数の代表者である議員が、相互に自由な立場で討議し、争点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認し、よりよい結論に至る過程を公の場で行うことが求められている、ということです。

それから、これに対する法のこの条例12条に対する法の根拠法となるものはない。法の規定は受けていないと思われま。

議員間討議を重視する理由として、議会が持つ最大の権限は議決権。議員は住民の代表であり、執行部が執行する事務は議会が決めている。そのため、なぜそのように決定したのか、を住民へ説明する責任は、議会にこそある。決定に至るプロセス、どのような意見が出てどのように決定に至ったのか、が重要である。

議会は、熟議を通して住民のためによりよい結論を出すことが求められている。そのためには執行部への質問や質疑だけではなく、また賛成や反対の一方的な主張だけに終始するのではなく、議員同士が十分に討議を行い、争点や論点を明確にした上で、合意形成を図る必要がある。これ早稲田大学マニフェスト研究会から抜粋です。

その下に、ちょっとフロー。これは、ほとんどの議会が委員会主義でありますので、委員会方式を取っておりますので、これ委員会方式に対するフローとなっておりますが、本会議方式でもそんなに変わったものではないと思います。

従前、従来は質疑議員が提案、議案提出に対して疑義を質すもの、議員が議員提出者に質問して答弁が返ってくるということです。

討論は、評決の前に議案等に対して賛成か反対かの自己の意見を表明するということで、議員が賛否の意見を開陳し、他の議員に開陳し、質疑や討論は一方的なものとなりやすい。これ前の文章をかえて分かりにくいかもしれんけど、フローにするとこういう感じです。

それで、質疑の後、討論の前に議員間討議、争点が生じた議案について、議員全員協議会で意見を述べ合う。町長等の出席は必要最小限とするということを行い、論点や争点を明らかにし、合意形成を図るということです。

これ、会津若松市議会の視察説明会の中から抜粋させていただきました。

その中で、それから次に行きます。自由討議は、愛南町議会自由討議実施要綱、の規定に準じて、議員全員協議会を活用して実施するということです。この自由討議も争点がある、議員間で争点があることに対して自由討議を行うということです。争点が全く生じない場合は、議員討議を当然のことながら議員討議を行う余地はないということです。ただ気をつけんといけんのは、そのときに住民、後日に住民の説明に耐えられるだけの最小限の議論を行う、通じた確認はなされてないと、なされている必要があるということにちょっと注意せんと、しないと

いけないと思います。

それから、その愛南町の議会自由討議実施要綱との整合性ということで、実施要綱には本会議の規定のみで委員会での実施は規定されていないが、現実的には、委員会では、自由討議が実施されていると認識しております。

その上で、解釈の中で、第1項の解釈で、議会は言論の府の後に、及び合議制の機関である、というのを付け加えたらどうかということです。後は同じです。

第2項に関して、合意形成を図るために議員全員協議会を活用しますが、議員全員協議会は、の後に、決定に至るプロセスを明確にする場であって、という言葉の付け加えて、議決の場ではないことを規定していますというふうに提案いたします。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。

早稲田大学マニフェスト研究会とかね、ほかの議会の資料も入れていただいて分かりやすかったと思います。

では、1項から行きますか。1項に関して、何か皆さんの中から御意見はないですか。解釈案も併せて、合議制の機関であることから、という一言を付け加えるということです。

ないですか。

なければ、私のほうから一つ、課題として挙げておきたいと思うのが、この自由討議なんですけれども、先ほど池田委員の御発言の中にもありました、その委員会中心主義か本会議中心主義かにかかわらずというところで、この自由討議が大事なんですけれども、ただ愛南町議会の場合には、執行部から出されてきた議案について自由討議の場がほとんどない。そこがやっぱり決定的な問題というか、課題ではないかと思っています。全協で話し合うにしても、執行部から出されてきた議案、議会の前に一回ありますけれども、あれは執行部からの説明に対して質問をする場であって、議員間での討議の場はないですよ。なので、この活性化委員会から議会、皆さんのほうに以前こういうふうにしたらどうでしょうという要望を出しまして、今後は執行部が出してくる議案について、予算であれ決算であれ、議案について話し合いたい、ということになっているんですが、まだその実行自体はされていないので、今後の課題かなと思っています。

委員会主義を取るか本会議主義のままかという課題もありますけれども、どちらにせよ執行部に対する監視機関である以上は、執行部から出してくる議案について自由討議をしっかりとするというのが、非常に重要なので、その機会をどう確保するかというのは、課題に付記させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

解釈については、合議制の機関であることから、と1項付け加えていただいて、すごいと思うんですけど、いいですかこちらも。

なければ2項のほう。全員協議会ですね、これに関して何かないですか。池田委員のほうからは、ここの解釈についても、決定に至るプロセスを明確にする場であって、と、全協がどういうものかということについて、一言入れていただき、明確になっているのではないかと思います。どうでしょうか皆さん。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 なければ、次13条に行きますか。

ここからは6章ということで、議会及び議会事務局の体制整備ということです。

13条は議員研修の充実強化について規定されています。ここは少林議員ですね。お願いします。

○少林委員 議会は議員の政策立案、政策提言等に係る能力向上を図るため、議員研修の充実強化

に努めるものとする。議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家による研修会を開催することができる。非常に分かりやすい文章で、特に問題となることもこれから根拠法も特にあるわけではありません。先ほど言われた改正法の中の一つということになります。そのため解釈としては、これはもともとありました解釈をそのまま使わせていただきます。

第1項、議会としての政策立案等の能力向上、及び、ここだけ少し変えました、及び議員としての能力の向上を図るため、議員研修を実施することを定めている、と、別紙のことを書かれています。

第2項、議会は、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野の専門家等を招き、研修会を実施することを定めたものです。これで、不備はないかなと思います。ここの呼んで研修というのが我々の力を高めて、それがよりこの両者に対しても政策立案提言により高いものになっているので、研修会が非常に大事なものであると、この短い文章ですが大切だと思いました。

で、関連法規として愛南町の議員研修要綱があります。あ、そうですかすみません。そこにも、研修に「不断の自己研さん」というようなことも書かれております。

それからパブリックコメントを見ますと、第1項に、議員自ら切磋琢磨すると共に、という追加の要望がございましたが、今回この研修について見てみますと、その要綱の中に出てくるものは委員会であったり、あるいは全員、議員全員が行くものであったりという組織全体として行くものとなっておりましたので、この議員自らというふうになると、少し個人的なものも入ってくると思われまので、ここのところの追加は必要ないかなというふうに思います。

幾つかの市町村のを見させていただきました。ほぼ同じでした。小平市のほうのところには招く、研修会に招く方の中に、市民による、というこの一言が入っていました。そして、解説には、市民各層を講師に迎える、という、そういうことが入っていたのがここだけ少し違うところございました。

今後少し課題かなと思いますのは、先ほども言いましたように、現在は議会に認められた場合に議員派遣も可能ですけれど、その議員派遣というのは構成員全体、先ほど言いました委員会とか、ですので議員個人の派遣というのは、現在認められておりません。議長は議長の役職としての個人で行かなければならない研修があるのですが、ですから、この個人のさらに学びたいという研修を認めるかどうかというのが今後、考えていくところかなというふうに思いました。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。

では、まず1項から議員研修なんですけれど、充実強化。事務局から出してくれている解釈案ですよ、これね。独自じゃないですね。

○少林委員 途中の、及び、いうとこだけ、ちょっとつなぎの言葉を変えただけです。

○金繁委員長 そして、というのは、及び、に。

○少林委員 そして、じゃなくて、ここは、及び、かなと思って直しておきました。

○金繁委員長 なるほど。

何か御意見ないですか。政策立案、政策提言等に係る能力向上を図るためにも議員研修の充実強化に努めるものとする。

なければ、2項行きます。いいですか。

2項は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家による研修会を開催することができる。ということで、これも解釈に変更はありません。

御意見ないですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 ないようなので、課題のとこなんですけど、個人、議員個人の派遣は認められていないということで、ほかの議会では、個人の派遣というのがあるんですけど、愛南町はまだな

いんですよね。

尾崎委員。

○尾崎委員 この議員個人の研修というのは、例えばどのような研修が実際にあるんですか。

○金繁委員長 例えば、滋賀県にJ I AMという国の外郭機関になるのかな、本当にすばらしい講師、大学院とかの先生を呼んで、実務家とかも呼んで、講師で受けられるんですけど、とてもリーズナブルな価格で、そこに議会活性化とかいろいろな地域の問題解決の勉強会というか、研修があるんですけど、そこに個人で行くことができるんですよね。議員さんは全国から来るんですけども。

○尾崎委員 議会事務局に行きたいという申し出をして、何がしかの仕事の上で、公務として行くわけですか。

○金繁委員長 それがですね、公務にはならないんですよね。愛南町の場合は。

○尾崎委員 明らかに個人的な。

○金繁委員長 そうですね。ただ、申込みは議会を通じてしてくださいということで、私も行ったことあるんですけど、議会を通じて行きました。

それから、あとほかの町に研修、視察に行きたいなど、例えば私、黒潮町の防災について学びたいなどと思って、視察に行かさせてくださいって役場に連絡したときに、議会を通じて申し込みしてくださいということがあったんですけど、こちらの議会では、個人での派遣はしてませんということで、それを書いてもらうことができなかったんですね。ほかの議会の人たちは、議員さんたちは議会から書いていただいて、公式に視察を申し込みしていただけると。で、公務として行けると。それは前もね。

○尾崎委員 例えば。

○金繁委員長 ちょっと待ってください。ちょっと。

例えば前も、少林議員がおっしゃった政務活動費、これがないので今、公務として行ってくださいというふうに認め、行くことができると認めたところで、そのメリットがないというかいう面もあることはあるんですね。

ただ、前にも言ったかもしれないんですけど、その数年前に江藤先生に活性化の専門家に来ていただいたときに、一つやっぱりすごく強調して言われたのは、政務活動費について早く作ったほうがいいと、条例を作ればできるんだからと。恥ずかしいと思いなさいとまで言われましたね。それはやっぱり政策立案できる議会になるために、やはりここに書いてあるように切磋琢磨して、それなりの知識を体得するべきだということだと思っただけです。

少林委員。

○少林委員 いえいえいえ、もう全部言っていたらいい。個人の能力を磨くというのに、このみんなで行く何回かぐらいではなくて、さらにやっぱり特に自分の得意分野だったり、また逆に弱点の分野だったり、もっと磨きたいときに個人で行かせていただけるそういうのがあったらなというふうに思います。そこにはたくさんパンフレットがあったり、あるいは地方議員で勉強会立ち上げているようなところもありますので、ということです。

○金繁委員長 ここに書いて、少林委員に書いていただいている課題は、今後検討ということで置いときましょうかね。

それと政務活動費についても、以前から出ているので、ここにひもづけしてメモしておきましょう。

ほかになければ、次へ行きますか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○金繁委員長 では、14条。14条は特別委員会の適切な設置運営ということですね。

石川委員、お願いします。

○石川委員 14条はもうこれ、読んでいただいたら理解できるというふうに思ってますが、私の

ほうはですね、この規定についてはですね、地方自治法の194項に規定された議会の議決に付議された事件を審査するために、特別委員会の設置を経済、世界情勢の変化による新たに生じる課題を迅速に、積極的に特別委員会の設置運営することを規定しているということで。14条は読んでいただいたらそのままなんで、事務局の解釈案もほぼほぼ似たようなものだと思いますが。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。

まあ、読んで。

○少林委員 ちょっとだけ質問していいですか。

○金繁委員長 少林委員。

○少林委員 おっしゃるそのとおりなんだけど、例えば具体的にはどんな特別委員会が今まであったことがある、あるいは考えられるんですか。

あ、そういう意味ですか。あ、こういうこと。ああ、何だ。

○金繁委員長 ほかにないですか。

積極的に設置して書いてあるんですね。よくほかの町では広報広聴委員会というのが設置してるんですけど、あれは特別委員会なんですかね。

○石川委員 あれは特別委員会でしょ。

○金繁委員長 特別委員会。

○石川委員 いや、常任委員会にしているところもあるし。

○金繁委員長 積極的に設置していきましょう。

なければ、15条に行きます。

15条は議会事務局の体制整備です。

吉田委員、お願いします。

○吉田副委員長 はい、私のほうから。第15条を読みます。議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。というところですか。これちょっと掘り下げてですね、事務局どういう役割なのかなと、明文化しているところが愛知県高浜市のほうにありましたので、ちょっと一例を。

議会事務局は、議会運営の補助、議会の政策立案機能の支援、議会と執行機関との調整、議会と町民との媒介といった役割を担うとともに、二代表制において、町民が議会に期待する役割を十分に発揮できるよう支援し、町民に開かれた分かりやすい町議会とすることを使命とする。ということで、一番分かりやすいかなと思って、一応一文を出しました。

目的はですね、円滑な議会運営推進、これはもう一番の役割だと思います。議会の事務の効率化を図る、それから議会活動の積極的に情報公開するとともに、町民に身近な議会を推進する。議員の政策提言、立案能力向上のため、議員研修の開催や研修情報の場を設置し、議員活動の活性化及び充実につながるよう支援するというのが、議会事務局の目的なのかなというふうに思います。

下のほうに案が出てますけども、難しくするよりも、私がちょっと理解できなかったのが、議会改革というのは非常にこう幅広いものですから、それよりは今の原文の中で、事務局としての役割ですかね。議会事務局として更なる議会の機能向上、議会情報発信に努める。という形で、議会事務局としての位置づけですよ。ここを明確にするべきなのかなと、法務機能の充実とか調査ですね、ここが事務局までどこまでするかというのなかなかこれ大変なことなんで、議会の機能向上、の中に、そういったものを含めて明文化する必要もないのかなと。

それから、議会情報の発信、ですかね。ここは私なんかも議会だよりいろいろこう問題あると思いますけども、私、私見としてはですね、この中のホームページのさらなる改善とか、そ

れから議会だよりとか、そういったものを発信する一つの機能として事務局あってもいいのかなど。

先日、伊方町のほうに行ってみますと、議会だより入っておりました。これ内容としてはですね、議会の中で年4回ですかね、議会として定例議会、議会の中でのやり取りを文章化して、4回出すというふうなところがありました。非常に分かりやすいのかなというふうなところもあったんで、一応こういう課題として、我々を絡みながら議会だよりもこれからの検討課題なのかなど。そこは一つ問題提起するところだと思います。

これ一つの私見ですから、事務局としての位置づけを明確にするのも、一つ上の、下の文章がいいのかどうか、研究立案、政策立案能力の充実強化を定めますというのも、なかなかこれ大変な仕事だと、業務だと思いますんで、まろやかにちょっとしたのかなという感じで、一応私見を一応出しておきました。

ここも以上ですかね。そんなに大きくは、コメントとしてはありません。

○金繁委員長 ありがとうございます。

じゃあ、吉田委員が解釈案を訂正してくれましたが、何か御意見、これについてありませんか。

少林委員。

○少林委員 これに関しては、その最初の原文よりも吉田議員のは、非常に分かりやすいなというふうに思っています。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 議会事務局自身の研修とかというのは、年に何回ぐらいあるんですか。

○金繁委員長 本多事務局長お願いします。

○本多事務局長 県の町村議会議長会の研修は、年に3回ございます。

○金繁委員長 いいですか、石川委員いいですか。

石川委員。

○石川委員 吉田議員のですね、その情報を発信ということで、議会だよりを事務局におんぶにだっこみたいな解釈で、私は聞いたんですが。基本的に議会だよりというのは、議員が出すものですから、そのおんぶにだっこという考え方はちょっとどうなのかな。

○金繁委員長 副委員長、お願いします。

○吉田副委員長 事務局の中にそういう例えば、事務局がその議会とその町民との間の中で、情報発信をしていくという発想はないんですか。

○金繁委員長 局長、お願いします。

○本多事務局長 愛南町のホームページの中でのですね、議会の何と言いますかコーナーといいですか、そこについては私どもが作っておりますので、そういった議会事務局として、議会広報をしないというような考えはないです。

○金繁委員長 副委員長。

○吉田副委員長 いろいろこう調べてる中に、どこの調べかちょっと不明だったんですが、そういう事務局としての目標というのを年に1回、こう目標立ってましてですね、その中にそういう議会と町民とのその間のためのそのホームページの改善だとか。それから議会だよりの発行とか、これは当然事務局だけにするんじゃなくて、議員がそのまとめ役ではないんでしょうけど、その議会の中で当然しながら、発信は事務局のほうかなど、そういう感じです。発信が事務局ですかね。

で、伊方町の場合、これはちょうど見せてもらったのは、その議会を担っている一般質問も我々の一般質問、それから理事者のほうの回答、そういった声を出しながら、年に4回出していたという感じのね。そんなに、さほどそんなに難しいような解釈をどうのこうの変えてというのとはなかったような気がしますので。どの案については、賛成多数、可決とか否決とかそう

いったのが要項なんで、そういうのは発信としては必要なんじゃないかな。あくまでも私見ですから。すみません。

○金繁委員長 はい、よろしいですか。

嘉喜山委員どうぞ。

○嘉喜山委員 ちょっと石川委員のことにダブるんだけど、やっぱりその議会情報の発信というのに、そのそれを出してしまうのはどうかなと、僕は思います。

○金繁委員長 その理由をお願いします。

○嘉喜山委員 それってのは結局、その体制整備の中でその議会情報だけにこだわるんじゃなくて、どっちかというとその政策、議員が政策を立案するとか、そういったものの場合に、そちらをそっちのほうが優先であって、ここに議会情報を発信出すのはどうなのかなと、僕は思います。

(発言する者あり)

○金繁委員長 なるほど。

吉田副委員。

○吉田副委員長 そこはその私の解釈の違いがあるかもしれません。そこは別途、皆さんで議論していただければと。

○金繁委員長 今の点、ほかの委員の方、御意見どうですか、ありませんか。

池田委員、いかがでしょうか。

○池田委員 嘉喜山委員と石川委員の御意見に賛成ですね。ちょっと持ち場というか、機能のあれちょっと違うと思いますし、これもその考え方で、吉田議員の言われることもほぼ理解できるんですが、ここで明文化するのは、ここで解釈で明文化するのはちょっと違うと思いますし、またいろいろその確かに議会だよりを出すことになっても、議会としての発信として議会事務局の手を借りてという形にはなると思います。けどそうなったときには今度、逆に今度議会事務局の人員の問題とか、そういうのもやっぱり考えていかんと、議会だよりって簡単に言うけど、結構大変、一つの広報を出すということはこう内容の精査だから、いろいろなことでやっぱり公けに出すもんですから、大変なことが出てくると思います。議員も大変だと思いますし、そこでどっちにしる多分、議会事務局のお力も借らんといけんことになると思いますので、そのときにはやっぱり人員とか、そういうことも考えていかんと、ただ住民の要求ではあるんですけど、ただそのそれに出す出すというのも、そのときにはそれだけのことを考えてそれに耐えうるだけの対策を取っていく必要はあると思います。

以上です。

○金繁委員長 副委員長。

○吉田副委員長 これ議会情報発信ですから、議会だよりとは限定はされてないですよ。そういうふうに、議会だよりと命名はなくて情報発信をしてくださいということなんで、それをどう解釈するかですね。すみません、ちょっと言葉が足りないかもしれませんが、そういうことで。

○金繁委員長 尾崎委員は何か、御意見ないですか。

同じですか。

そしたら、副委員長の書いていただいた意味は、大事さは分かりつつ、ここは。

○吉田副委員長 課題として情報発信はどうですかという。

○金繁委員長 そうですね、はい、課題としてそうしましょう。

これから10月ですかね、視察に行くときにまた視察先の議会がね、どういう情報発信をして事務局体制がどういうものなのかというの、ゆう視点も持って見させていただきましょう。

今、ホームページの充実だけじゃなくて、FacebookとかLINEで議会情報を発信している議会、町議会でも多くなってきているようなので、YouTubeもね、そういう視点で視察のときにしっかり勉強いたしましょう。ありがとうございました。

局長お願いします。

○本多事務局長 委員長すみません。

○金繁委員長 はい、局長お願いします。

○本多事務局長 先ほどのですね、第14条と今の第15条のですね、具体的なその解釈案、解釈文ですよ、ここちょっと確認させてください。

○金繁委員長 はい、お願いします。

○本多事務局長 まず、第14条なんですけども、これにつきましてはですね、石川議員の案のとおりでよろしかったでしょうか。

○金繁委員長 あれ、変更あったんですかね。変更ありました。

○石川委員 変更はそやけん、地方自治法109条4項に規定されてますっていうのを入れた。

○金繁委員長 ああ、はいはい。

○石川委員 そこが違うので、中身は一緒です。

○金繁委員長 はい、どうでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これは今までのまとめの、まとめ方のように自治法の部分は抜きにして、それでまとめたほうが良いと僕は思います。

(発言する者あり)

○金繁委員長 あの地方自治法に関して、関連法令については別途、ほかの条文と同じように併記していただけるので、解釈からは抜けときますかね、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 そして今の解釈について、15条についてはどういたしましょうか。

せっかく作っていただいたんですが、構いませんか。

○吉田副委員長 だから、いやいや改革というか、これ本当に幅広くなるんで、どこまでその改革を、議会改革を進めていく中で、というのが、どういうその議会改革になるかってこれ幅広いですよ。例えば議員の議会定数の削減とかいろいろな問題、大きな問題が含まれてくるので、ここをその15条ですると、ちょっとやっぱりしんどいのかなと。それよりは、今の現状のほうがまだ町民には分かりやすいのかなというふうな解釈をしたんで、一応……。

○金繁委員長 分かりました。じゃあ、議会改革進めていく中で、というところを、だけをとると。

○吉田副委員長 そうですね。それはちょっと大きい課題になるので、どうなのかな。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これ単純に読むと、どうしても議会事務局が、その政策を立案するみたいなり方にちょっと僕とれるんですよ。で、やはりそこは、その調査研究や政策立案能力じゃなくて機能の充実強化とか、そういうふうに改めたほうが良いんじゃないかなとは思っています。

○金繁委員長 なるほど。副委員長の案だと、議会は、っていう主語が入っているんですけど、その。

(発言する者あり)

○金繁委員長 その議会の政策立案能力なのに、それが事務局みたいに読めるということですよ。その、議会がっていうのが入ってないから。それは入れたほうが良いですよ、確かに。

吉田副委員長。

○吉田副委員長 議会事務局の発信に努める、のは省略させていただいて、更なる議会の機能向上に努める、ということね。

○金繁委員長 ああ、議会の。はい、なるほど。

ここに、議会の、って入ったらいいですか、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういう効果ありますけど。実際、うん、そうですね。

○金繁委員長 では、どうしたらいいんですかね。

副委員長。

○吉田副委員長 議会事務局の体制整備なんで、ここ難しいんですよね、議会基本条例ではあるんですけど、その中のその議会事務局としての役割とかね。これをちょっとやっぱりしっかりここの体制化しなきゃまずいということなんで、タイツしたんですね、・・・それから事務局としてどういう立場なのかというところは、明確にしないとまずいかなというふうには、一応感じました。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 事務局案を修正するんであれば、議会は議会改革を進めるため、とかいう形で、議会事務局の持つ役割である議事機能と併せて調査研究や政策立案機能の充実強化をすることを定めています。とか、いうぐらいにしてどうかな、と思います。

○金繁委員長 ありがとうございます。

今、嘉喜山委員がおっしゃったのは最初に、議会は、とつけて、議会は議会改革を進めるため、議会事務局の持つ役割である議事機能と併せて調査研究や政策立案能力の充実強化をすること。

○嘉喜山委員 政策立案機能。

○金繁委員長 あ、機能。

○嘉喜山委員 の充実強化をすることを、充実強化することを定めています。

○金繁委員長 なるほど。

ありがとうございます。主語が、議会は、ということですよ。まあ、条文も主語は、議会、なんで、今の修正案でよろしいでしょうか。

よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 ほかになければ、次16条に行きたいと思います。私です。

議会図書室の充実です。条文を読みます。

16条 議会は議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。ということ。

案のほうなんですけど、事務局案が、議会が所有する図書及び資料の充実に図り、有効活用をすることを定めています。と書いてくださっていて、嘉喜山委員の案が、それをさらに細かくというか、詳しく書いてくださったんで、こちらはいいかなと思って書かせていただきました。

議会は、議員の調査研究に資するため、関連図書、官報、広報、刊行物などを置き、議会図書室の充実に努めることを定めています。という嘉喜山委員の案です。

私、ほかの議会の基本条例をちょっと調べていたら、結構、議員のプラスというところに書いてあるんですけど、議員の調査研究及び政策立案に資するため、と書いてあって、確かにこれも明らかにしておいたほうが、いいかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

異論ないですか、いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 はい、ありがとうございます。

じゃあ嘉喜山委員の案に、政策立案の一言を入れさせていただきます。

地方自治法に関しては、これ100条19項というところに、この議会図書室のことが書かれてあり、設置が義務付けられているほか、同条第20項において広く市民の利用に供することができるかと規定されています。と、地方自治法に定めています。

ほかの議会の条例を見ると、この下の参考の北海道の町の議会基本条例のように、2項に、議員のみならず、町民、町職員等においても利用することができます。と明記しているところもあるんですけど、まだこちらでは、愛南町では、ここまではまだ整備がね、これからの段階

なので、ここまで一足飛びには難しいかなとは思っています。

その下に書いてありますが、この江藤先生、ここにも来て講演して下さった先生が、議会図書室の整備というのは議会改革の集大成だというふうにもおっしゃっています。そういう意味で、一番にできることとは言い難いのかなという気はします。

でも最終的にはここを充実させる。そして町民や町職員の方にも見ていただけるようにするのは、将来的には必要なんだろうなとは思いました。

そしてですね、早稲田大学マニフェスト研究所、先ほど池田委員も引用されたページにですね、図書室の充実についての詳しい調査のプレゼンテーションがありました。2015年のものなんですけれども、ちょっと読ませていただくと、その中の一部なんですけど、地方創生時代における議決機関としての地方議会の役割は重要であり、地域課題を解決するためには市民とのコミュニケーション力、調査研究力、政策立案力等を高めるための環境整備が必要です。

中でも本来の目的に活用されていない議会図書室の改革は大きな課題と言えますと、7年前なんで、全国的にも今はよくなってきているとは思いますが、やはり課題としているところが多いというほど、言われているほどやはりなかなか手が回らない部分ではあるのかなという気はします。

で、その中にですね、議員一人当たりの図書費というのが、県議会レベル、市レベル、町村議会レベルと出してありました。で、平均して一人当たり2万2,000円です。ここは議員が14人、30万。

今、愛南町議会の図書費用って、お幾らぐらいなんですかね。局長お願いします。

○本多事務局長 官報のサービスであるとか、ちょっと消耗品で買うような月刊「ガバナンス」ですとかですね、そんなものと、あとプラス実際の書籍代等を合わせてですね、大体9万4,000円です。

○金繁委員長 3分の1ぐらい。ありがとうございました。

月刊「ガバナンス」を取っていただけるようになりまして、これからますますこの予算も増やしていただけたらと思います。議長。江藤先生がここに来られたときにおっしゃってました。愛南町議会、議会費少ないですね。って、ほかの議会に比べて。やっぱり来年の予算作る時期に入ってきますので、ぜひ皆さん予算のことも話しましょう。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そこもね、そこも大きいですね。

議員一人当たり蔵書数、これも町村議会平均のところを抜粋してます。一人当たり20冊、平均冊数が268冊ということです。

今、議会図書室に図書室司書を置くという議会も出てきているようなんですけど、まだまだそこまではいけませんけれども、せめて図書の充実は少しずつやっていたらと思います。

あとですね、今、データで本を読める時代になって、情報もネットで収集されることが多いのですが、民間データベースと契約して、例えば時事通信社のアイジャンプというのがあるらしいんですけど、こういうのを議員がいつでもアクセスできるように、政策立案、調査研究に役立てることができるようにしている議会も増えてきているようです。

それから選書方針をあらかじめ作っておくと、どういう本なら買う買わないという、結構広くいろいろな社会問題とか時事問題に関する本も充実しているところが多いようです。

課題としてはこの辺かなと、予算と選書方針それからデータベースの契約ということかなと思いました。

以上です。何か御意見ございますか。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 なければ17条、行きますか。

政治倫理、お願いします。

○尾崎委員 議員の政治倫理について定めております。まず原文読みます。

議員は町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、町民の模範となるよう努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動をしなければならない。というのが、一つ原文となっております。

政治倫理とはどんなものか、ちょっとネットのほうで検索しました。そしたらですね、議員が政治家として守るべき道徳心のことを指しているということでありました。で、例えばその立場を利用した不正を行わないなど、議員には住民の代表者としてふさわしい行動が求められると、これが政治倫理であるというなことで、確認をいたしました。

で、解釈ですけれども、この条文については、議員は倫理性を自覚し、町民全体の奉仕者としての政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実にその職務を行うことを自覚し、もって町民に信頼される公正で民主的な町政の発展に寄与しなければならない。ということをも明記していると、解釈を私はいたしております。

で、参考として、各自治体にはですね、政治倫理条例というのが制定されているようでして、ネットなんですけれども、南予の自治体で制定されてるところですね、ここにありますが。八幡浜市から宇和島市にかけて、5つの南予では自治体が既に議会議員の政治倫理条例なるものを制定しておることが分かりまして、直近ではですね、昨年3年の4月1日に宇和島市が、議会政治倫理条例を策定をしておるようでありました。で、大洲と我が愛南町については、まだ制定がされていないということを確認をいたしております。

今後の課題として、やっぱり我々議員がよりしっかりと、政治倫理なるものを自覚して行動するためには、議員のもうこのコンプライアンス行動指針としての愛南町議会政治倫理条例の制定をやっぱり今後は、制定を検討していく必要があるのではないかなというところを気づいております。

ちなみに職員の、愛南町職員コンプライアンス行動指針を昨年9月に愛南町職員のコンプライアンス指針ということで策定をされておるようです。当然、このコンプライアンス行動指針においても、制定されただけでは意味がない。今後は職員も、繰り返しこの定期的にこの行動指針の内容をですね、全職員が研修会をもって徹底していく必要があると思うんですけれども、我々議員も併せてですね、職員や地域住民の模範となるように、政治倫理条例なるものを制定をしてですね、今後繰り返し定期的にお互いに勉強会をして、実施していく必要があるのではないかなというところで、この愛南町議会政治倫理条例が今後の検討課題ではないかなということに気づいております。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。政治倫理条例が課題ではないかと、提案いただきました。

まず解釈から、じゃあ見ていきますか。事務局案をさらに突っ込んだ内容にさせていただきます。

解釈案について御意見ないですか。

石川委員。

○石川委員 ふさわしい、とかですね、いう曖昧な言葉なんですけど、何が何をもってふさわしいという定義かですね、この基本条例にはないんですが、先ほど尾崎委員も言われたように、本来だったら条例、もしくは行動指針をですね出してですね、これが議員としてふさわしい行動ですということを明記しないとですね、この基本条例のふさわしいだけではですね、何をもって定義がないので、そのあたりはかなり課題かなと。解釈するにしても、なかなか難しい解釈じゃないかなというふうに私は、この条文についてもですね思っています。

○金繁委員長 ふさわしい、ってどこにある。

○尾崎委員 ネットで検索した内容が、表現が、ふさわしい、って。

○金繁委員長 ああ、ネット検索のほうですね。

嘉喜山委員いかがでしょうか。

○嘉喜山委員 そうですね、やっぱり今、石川委員言われたように、具体的な記述が必要だろうなと思います。で、僕も尾崎委員と一緒に、条例が必要じゃないかなど。その上で、やはりこのような解釈とか、そういったもの作るべきだろうと思ってます。

それで、この案なんですけれど、ちょっと申し訳ないんだけど、倫理性を自覚し、というのが、ちょっとよく分からないというところです。ここについてはもう削除しても特に問題はないんじゃないかなど、私は思います。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。条文にね、倫理性を常に自覚し、とあるんですけどそこをこうもう一步内容を説明する解釈にはなかなか難しいですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 だからこそ条例が必要になってくるといことなんですけど。

はい、尾崎委員。

○尾崎委員 そのネットで調べて、その愛南町の職員のですね、コンプライアンス行動指針というのが、今年の9月に制定されたと、ここにですね個人的に非常に驚愕しました。民間ならですね、もう20年前にできとる話で、この今になって制定する事態に、あまりにも遅れているものがありますね、というところですね。

それから、ここも問題でもあるし、当然これに付随して、我々議員に対するこの倫理性というものも条例がないと、これ、これもうよそはできてますからね、当然のこと。

ですから、当然制定するものであり、制定しただけでは何の意味もないので、制定してから、のちに繰り返し定期的に勉強会をしていくことによって徹底されてくるわけで。まずは制定で、喫緊の課題やと、私は思います。

○金繁委員長 はい。今、解釈をしているつもりなんですけど、皆さんの条例を作るべきという話のほうに、どうしても行ってしまいますが。

そうですね。条例を作るべきという点に関しては、課題とすることには皆さんよろしいですか。異論はないですかね。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 はい。じゃあこれもまた一つの大きな仕事になりますけど、ぜひやってみましょう。で、解釈なんですけど、解釈のほうはどうでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 委員会というのは……。

(発言する者あり)

○金繁委員長 事務局。

今、石川委員のほうから。

○尾崎委員 本文に、17条の本文にもう書いてるんで、倫理性を自覚し。

○金繁委員長 うん。尾崎委員がさらに踏み込んで丁寧に記述をしてくれているんですが、この点についてはどうですかね、皆さん。

○尾崎委員 倫理性というのは、委員会側にも入ってもらって。

○金繁委員長 そうですよ。

○石川委員 これちょっと資料に出してないんだけど、ちょっと曖昧なんで……いいんじゃないんですかね、事務局の案で。

○金繁委員長 石川委員から今、事務局の案でいいのではないかという意見が出ましたが。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ここであまり詳しく入ると、結局後で条例作るときに、また問題になるだろうと思うんで、さらっと流したんでいいんじゃないでしょうか。

○金繁委員長 どうしよう。尾崎委員どうですか。いいですか。

○尾崎委員 はい。

○金繁委員長 確かにね、そこはまさに条例で書かれることということですかね。みんなで考えてやること。

はい、すみませんせっかく踏み込んで書いていただいたんですが。じゃあ事務局案で行くということで、いたします。

それでは次、18条、嘉喜山委員お願いします。

○事務局 休憩をします。

○金繁委員長 1時間ですかねもう。休憩しましょうか。

では、40分まで休憩しましょう。

(休憩)

○金繁委員長 はい、じゃあ休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、政治倫理終わりまして次、議員定数18条、嘉喜山委員お願いします。

○嘉喜山委員 それでは説明させていただきます。

もうここについてはそれほど、解釈云々はないんじゃないかなと思うんですけど、一応案だけ述べます。

議会を構成する議員の定数については、地方自治法や本条例に規定する活動の実態に合わせ、広範多様な町民意見の把握という議会の役割、多面的・多角的な視点からの町政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを損なうことがないように定数を定めることとし、条例の改正に当たっては住民の直接請求による場合を除き、町民への説明責任を果たすためにも、委員会または議員から提案します。という案にしました。あえて1項、2項それぞれ別にするんじゃないくて、関連性もあるんで、そのまんま一文としてます。

その解釈から下については、議員定数の変更方法については、①、②、③とありますと。議員の定数の推移については、その表のとおりです。

解釈なんで、ここまで書く必要はないんですけど、その参考までに載せたということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。定数の改正についての条文です。

事務局案が1項、2項と分けて書いていただいているんですけども、嘉喜山委員のほうは一つにまとめて書いていただいています。

何か御意見ございますか。

なければ私のほうから、嘉喜山委員の解釈がよくまとめていただいていると思います。1項、2項と分けた、解釈していただいている事務局案のほうは、条文をそのままなぞったような部分もあるんですけど、一つにまとめていただいているほうが、私は分かりやすいかなと思うんです。分かりやすいというか、どちらも条文そのものをなぞったような形よりは、ポイントポイントを入れていただいた、嘉喜山委員の解釈がいいのかなと思うんですけどね。

どうですかね、皆さんは。

どうですか皆さん、御意見。

なければ、嘉喜山委員の解釈でよろしいですか。私は特にですね、この、地方自治法や本条例に規定する活動の実態に合わせ、広範多様な町民意見の把握という議会の役割、多面的・多角的な視点からの町政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを損なうことがないように、と踏み込んだ説明を入れていただいているところが、特にいいなと思ったんですけど。

異論がなければ、よろしいですか。
課題は特にはないですよ。ありますか。
ないですね。
石川委員。

○石川委員 もともと、愛南町議会もですね、合併して76やったかな、が今14になってですね、小さい声、意見をその定数を削減することによって拾い上げられているかどうかというのは、私はちょっと疑問があつて、ちょっと減らし過ぎじゃないかなという気は、前からしとったのですが、だからそのあたりの町民の意思、意見をですね、どうやって拾うかというのが、すごい今の愛南町議会としては課題じゃないかなと。今の定数からすればですよ。もともと、一部落に一人ぐらい議員がおったわけで、だから密接な関係で議員と町民の間も、すごい密接な関係で議員活動もされてたと思うんですけど、そういう意味で、どういうふうに拾い上げるかというのが、私は課題じゃないかなと思います。

○金繁委員長 そうですね。今、石川委員がおっしゃられたこと、前回か前々回かで町民と議会との関係で出てきた部分もあると思うんですけど、やっぱりその地域にね、入って行って意見交換会とか話聞くですとか、いろいろな分野のグループと意見交換するとか、いろいろな方法があるとは思いますが、そのもっとね、町民の声をしっかりと身近な存在になれるように、広報広聴の広聴の部分ですよ。そこを強化するというのが課題だと思います。

ほかにないですか。またそれも、ほかの議会を視察して、勉強していきましょう。

それでは、なければ、次19条、議員報酬について。

池田委員、お願いします。

○池田委員 議員報酬、第19条、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の課題、議会の果たすべき役割、将来予測等を考慮するとともに、町民の意見を聴取するために参考人、公聴会制度等を十分に活用した後に、愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の意見を尊重するものとする。2項、議員報酬の条例改正案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して委員会又は議員が提案するものとする。ということである。

全体的な解釈は、議員報酬は地方自治法第203条に準じて愛南町議会議員の議員報酬等に関する条例で定められている。議員報酬の改正に当たっては、議員報酬を住民とともに考え、住民の理解を得ることが重要であるとともに、愛南町執行機関の附属機関の設置条例に基づく愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の意見を尊重する。条例改正案は、地方自治法第74条に定める町民による直接請求及び町長が提出する場合を除き、町民の理解を得るに値する理由の説明を付して委員会又は議員が提案するという事で、大体同じような文章になると思います。

それで、解釈案として第2項に、地方自治法第74条に定める、を入れたらどうかと思いましたが、先ほど来、関連法規は下に書くということで、もうそれは、これは撤回でもう原文のまま解釈はいいと思います。

またそれからちょっと、議員報酬についての今の議論の中で、議論される中で、これ議員報酬、表題といいますか題ですが、議員報酬の改正について条例が書かれているので、やっぱりその昨今のいろいろな諸問題を考慮しての条例の意図があるんじゃないかと思ひまして、ちょっとざっと分かりにくいかもしれませんが、背景として地方分権改革とか議会改革、町村議会が先駆的役割を果たしている政治の衰退を思わせる事態、住民自治の危機とか投票率の低下、無投票当選の増加、議員の成り手不足等の問題がありまして。また、議員の成り手不足には、なれない要因として地域の高齢化とか厳格な兼業禁止規定。ならない理由として議会や議員の魅力が伝わらないとか、議員報酬、特にここで挙げられている議員報酬の低さ、条件の悪さ、議員定数の激減という理由が挙げられると思います。これ、議員報酬・政務活動費等の充実に

向けた論点と手続、より抜粋しております。

それで議員の成り手不足解消に向けてということで、議員報酬と政務活動費の充実強化を考えるとということで、これ原文に政務活動費が入っておりますので、ちょっと削除するのも何かと思っております。

ここでは議員報酬と読んでいただいて、2番目に議員報酬及び議員、前条にありましたように議員定数を考える8原則として、議員報酬と議員定数は議会がそのポリシーを示さなければならない。議員報酬と議員定数とは、別の論理で論議しなければならない。それぞれ独自の論理で説明しなければならない。例えば、議員定数を減らしたから議員報酬を上げるという、その論理は、やっぱり住民に通用しないということだと思います。

3番目に議員報酬と議員定数は、行政改革の論理とは全く異なる議会改革の論理ということで、行政改革は削減を優先させ効率性を重視すると、議会改革は地域民主主義の実現、議員報酬と議員定数は住民自治を充実させるための条件として議論する必要があるということです。数だけの、数と数字だけの論理では言ってはならないということです。

4番目に、議員報酬と議員定数は持続的な地域民主主義の条件として考えるということで、新しい議会を創り出すため、多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすくするための条件として考えるということで、今、どこの議会でもそうですけど、愛南町も特にそうですけど、もうちょっと年齢を言うて、5、60近い、60以上とか、今一番議会で活性化するために、活性化するということが制度を変えるとか内容を変えるだけでなくって、その中に席を置く人を変える、議員を変えることが一番であって、一番大事な子育て世代とかそういう現役世代です、二十歳代の若い世代いろいろな多様な、当然我々のような高齢に近い世代、全ての世代を網羅した構成でない、恐らく今からはなかなか政策立案とかお題目は唱えても実情がついていかないということで、そういうことだと理解しております。

5番目ですかね。議員報酬と議員定数を、増加できない、あるいは、削減する、場合は、住民による支援が不可欠ということで、パブリックコメントなんかにも出とったんですが、妥当な報酬だとかという話であるんです。そういう住民からそういう意見が出て、定数も報酬も増加できないとなると、住民に対する支援が必要になってくるということで、議会力をダウンさせないために、議会事務局の充実や住民による政策提言・監視の支援を制度化する必要が出てくるであろうということです。

6番目に議員報酬と議員定数は住民と考えるということで、批判が多いテーマの説明責任を果たすとともに、住民に不可欠な新しい議会運営の条件を住民に提示すると。

特別職報酬等審議会委員の委嘱に当たっては、議会を熟知している者を要請するというところで。この場合も愛南町では議員報酬及び特別職給料審議会に当たるとは思いますが、議会の内容を熟知している方にも参加していただく必要があるという特殊なものですから、内容をよく理解している方に議論してもらわないと外身、外身といいますか議員の活動というのはなかなか見えんところが多いもんで、そこらを理解していただく方にも参加していただく必要があるということです。

7番目に特別、すみません8番目、これ、後出し、ではなく周知する十分な期間が必要ということで、遅くとも選挙の1年前には周知できる準備を進めるべきであるというような発言するものの8原則が出ております。こういうことが挙げているということで、今からちょっといろいろな問題が出てくるのかなと思います。

それと、2項の中で、委員会又は議員が提案するもの、町長、直接請求、町長以外は除いて、委員会または議員が提案するものとする、これまた現実的に考えて、現実的にはなかなか難しいもので提案するためにはかなりの説得力がいるし、自ら自らの報酬を上げというて上げるという提案ですから、なかなか大変だという感想を持ちます。解釈にしては、事務局案でもういいと思います。

○金繁委員長 ありがとうございます。解釈については、事務局案でということですが、皆さん何か御意見ありますか、解釈案に関して。

よろしいですか。

石川委員。

○石川委員 この2項に議員または委員会が提案するものとする、ということ書かれているんですが、過去に議員報酬に関して議会が旧5か町村含めてしたことがあるかなと思ったりして、そのあたり事務局御存知ではないですか。

○金繁委員長 局長、お願いします。

○本多事務局長 議会からですね、報酬条例を提案したということは、私は聞いたことはないです。以上です。

(発言する者あり)

○金繁委員長 この前期に。

池田委員。

○池田委員 その代わり、西条は理由としてはやっぱり議会改革が相当進んだということ。

○金繁委員長 愛媛県でトップレベルですから。

○池田委員 と聞いとります。そういう前提があって、議会のほうとしてはちょっと言葉選ばんといけないけど、提案したと。けど駄目やったということやったと思います。

○金繁委員長 西条市議会は確かにおっしゃるとおりマニフェスト、早稲田のマニフェスト、愛媛県の中でトップですよ。議会改革度が。

池田委員。

○池田委員 ちょっと余談で長なったらいけんけど、タイミングも選ばんと現実的には、今のコロナの全体が経済が大変な時期に、いろいろとそういうことを考えてはいけんのかもしれんけど、やっぱりそういうタイミングも大事だと思いますし、この時期じゃなかったらよかったのかもしれんなとは思いますが。

○金繁委員長 なるほど、おっしゃるとおりだと思います。課題として、議員報酬は考えていかないといけないと思うんですけど、タイミングの問題、コロナのこともあり、また議会改革がどのくらい進んだかということも、この書いていただいている中でね、住民の合意というか支援が不可欠であるということなので、支援してもらうにはやっぱり議会改革もある程度はしっかりとやっておかないといけないなど、私も思います。

ありがとうございます。

石川委員。

○石川委員 1項にですね、報酬委員会のことを書いてるんですけど、先ほど池田委員も言われたと思うんですけど、報酬委員会に議会のことを御存知ない方、前回、前のですね定例会でこの6月の定例会で、前やったかな、報酬委員会が監査委員の報酬について決定がされて、今までどおりだと。監査委員の仕事を御理解いただいとる方が、報酬委員会に入るとるかですね、何か報酬委員会のメンバーが何かどこそこの銀行の支店長がどうのこうのとか、そういうことではですね、正しい評価ができなんじゃないかな。だから私はこの報酬委員会の委員の決定の仕方について、私は課題があるんじゃないかなというふうに思いますけど。

議員してもそうですけど、町長の特別職の給与にしてもそうですけれども、議員の報酬にしてもそうですけど、中身とか現実に内容が分かった方がですね、報酬委員会に入っておられるんだったら、元議員とかですね、いうことだったら分かるんですけど、商工会の会長とか、銀行の支店長とか、これではちょっと難しいんじゃないかなという課題はあると思います。

○金繁委員長 なるほど。それはどうでしょうか。議会として。

はい、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今、石川委員言われてたとおりで、僕も委員の選任には問題があると思っています。

やはり、中身分かった人でないと、これはそれぞれの分野ですよ。だから_____ (41字取消し)、内容の分かった人にすべきだろうと僕は思います。

その上で、やはりこの理事者と議員、それぞれ別個に審議会を設けるとか、そういったことも必要なんじゃないかなとは思っています。

以上です。

○金繁委員長 ありがとうございます。

その点に関してはどうでしょうか。これ、特別委員会でその審議会の委員まで言うことができるかどうかなんですけど、これ議会として話したほうがいいのかないかなという気もするんですけど、どうですかね。

嘉喜山委員。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ちょっと待ってください。嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 今言われたとおりで、課題として挙げた上で最終的には議長が判断すべきだと思います。

○金繁委員長 せっかく、せっかくというか確かに、池田委員のその資料の中から、やはり⑦のところですね、特別職報酬等審議会委員の委嘱に当たっては、議会を熟知している者を要請する。と出しているから、はい、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その議長から率直な意見として伝えてもらうべきだろうと思います。

○金繁委員長 じゃあそれを課題としますか、ここの委員会の。

(発言する者あり)

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 報酬委員会が決定できる、その監査委員とか議会、議員報酬とか特別職の給与とかですね、含めてですね、どういう基準で選定されているのかというのをですね、やっぱりつまびらかにしていただく必要があるんじゃないかなというのがあります。

○金繁委員長 じゃあ、委員の選定基準を明らかにということと、その委員を委託するに当たっては議会を熟知している者を入れていただくということと、要請するということとを課題としますか。でもこれは議長に委ねるということで、いいですか。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほどちょっとあんまし載せてほしくないような発言をしてしまいましたので、そこは取り消します。

○金繁委員長 はい局長、お願いします。

○本多事務局長 ちょっと休憩をお願いします。

○金繁委員長 はい、休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

では、先ほどの点については、課題として議長にね、お願いをすると、委員会からお願いするというのでよろしいですか。

石川委員。

○石川委員 私はこの報酬についてはですね、愛南町の議会の、あまりにも低過ぎて、先ほど池田委員が言われたように、子育て世代の30代、40代が入ってこれるような給与体系、報酬体系になってない。極端な話言いますと、報酬を倍ぐらいして宿毛市と同じぐらいにしたら、若い世代も入って来るんじゃないかなということは考えてますけど、とにかく世代別にやっぱりバランスがとれてれば、議会としてそれぞれのやはり町民の意見というのを広く吸い上げることができると思いますので、私はあまりにもこの報酬がですね、低過ぎるのでこの報酬委員会

ならぬ議会として委員会を立ち上げてもいいんじゃないかなというふうに私は思っています。
報酬についてですね。

○金繁委員長 今の、先ほどね池田委員のほうからはいろいろなタイミングということもあるというお話もいただいているんですけども、ほかの方どうですかね。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 委員会は別としても、それなりの議会として研究会なり勉強会なりという形で、示していくべきだろうなとは思っています。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 今回の議会活性化特別委員会の前の、前にも特別委員会あったんですけど、そのときに、令和元年の10月23日に第13回の特別委員会やっとなんですが、そのときに議員報酬の議論があって合併協議会での議員報酬に関しての協議の内容を再検証する。そして、議会に報告をして、見直すということになっているのであれば、その実行を求めるところで結んどったんですけど、その令和元年。その後の動きというのは私よう分からなくて。何か、それなりの動きはあったんでしょうか。

○金繁委員長 その、それを受けてですね、公聴会でしたかねも行って、報酬についても話し合いをしました。話し合いというか、町民の方たちの意見を聞きました。議長、それに関して何かおっしゃりたいですか。

事務局に説明してもらいましょうか。その結論と現状について。

(発言する者あり)

○金繁委員長 議長、お願いします。

○原田議長 それは元年やったかな。定数と報酬の件に関しては、公聴会を開いて何人かに来ていただいて意見をいただいたよね、確かに議場で。

(発言する者あり)

○原田議長 いや。

(発言する者あり)

○原田議長 報酬の件も併せてやったように思うたんじゃが。

(発言する者あり)

○原田議長 事務局どうやったかなあれ、報酬の件。一緒にやったことないかな。

○金繁委員長 はい、事務局お願いします。

○本多事務局長 議員定数と報酬と一緒にやっています。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 ちょっといいですか。そのときの報酬月額、具体的にだされてますか。ただ報酬だけじゃ分かんと思うんで、公聴会開くんやったら、金額、月額これがこれだけ上げますと。

(発言する者あり)

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 議事録、その公聴会の議事録を今、その中に残ってますね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そしたらその報酬に関して、再び委員会を立ち上げて検討するべきという意見、今石川委員から出されたんですけど、そのときの公聴会のときの結論はどうだったかというの、もう一回確認して、はい。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。この活性化委員会でするのか、全協でするのかは別として。報酬についても課題として、報酬額についてね、課題として入れておきますか。

少林委員。

○少林委員 すみません、遅くなったらいけないので、もう言いつ放しで別に後はいいんですけど、

先のその分析の成り手不足のならないようにとかのところがなんやけど、若者で、すごく興味のある方もいらっしゃるんですよ。でも、仕事、皆さんも兼業してる方もいらっしゃいますけど、休めんで、例えばそのいろいろな仕事を全部夜の7時とか8時からにするって、そういうふうになっているところもあるので、そういうふうないろいろなことを柔軟に考えていかんといけんのじゃないかと思います。

それから、さっきの報酬のことも言われますけど、議員さんはよう仕事しよるなって町民の人に思ってもらわんといけんなど、議会のときだけとかですね、そのところはうちらも考えんといけんなどと思います。

○**金繁委員長** 少林委員から2点ありました。夜間とかね、土日に議会をして、ほかの仕事をしてる方も議員活動をしやすいようにという議会が増えているということも聞きます。またこれも視察など、研修などで学んで検討していけたらと思います。ちょっと課題に入れときますかね。

2点目の議員活動への町民への評価というのは確かに、池田委員もおっしゃってたように、住民の支援が不可欠というところで、議会改革をどこまで進められるかというのが鍵になってくるかなと思いますので、まずはそちらを頑張りたいと思います。

池田委員。

○**池田委員** すみません、時間ないので。改革先行型、原価方式で出さないけんと思うんやけど、最終的には。けど、改革先行型ばかりにこだわりよったら、どんどんどんあれです、改革意欲型というのもあるんで、なかなか原価方式も難しいと思います。実際に原価方式でやったら、下手したら下がったり、そういう、今のも不適切かな。難しいと思いますけど、そういう方法もあるんで。

○**金繁委員長** 時期についてもじゃあ、先ほどの検討課題ということで、書いておきましょう。ほかないですか。

なければ次、20条、次は災害対応ですね。

少林委員お願いします。

○**少林委員** 20条です。二つから成っております。一応読みます。

議会は、災害時の緊急事態から町民の生命及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

その2が、第2項は、議会は、災害の緊急事態が発生し、愛南町災害対策本部が設置されたときは、別に定める愛南町議会災害対応要綱により活動を行うものとする。というのがございます。

うちら南海トラフの巨大地震というのを予想されて、こういうふうな災害を作っているんだなというのが分かりました。で、第1項は、これ平常時のときのことだと、そして第2項のほうが、大災害時のときの役割であろうというふうに思いました。で、この、町長等と協力し、というところがちょっとよく分からなかったのですが、町長や防災対策課のほうが、政策を策定するとき、それにさらにこちらのほうから情報を提供してよりよいものにしていくということかななど。それともう一つ、議会をその中にもどどのような活動をするかの位置づけという、こういうことかなというふうに思っております。

解釈のほうを見ますと、議会事務局のほうは、2項に対してのみの解釈のように思われます。それはそのまま書きました。本町において大災害が発生したときに、愛南町議会が愛南町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めています。これはそのままよいと思いますが、1項の部分が抜けてるな、つまり平常時の分と思いましたが、黒く濃ゆく書いておりますが、議会は、町長等と協力し危機管理体制を整備することを定めています。この1項目を入れました。

ちなみに参考資料ですが、米印の最初にあります、あの資料、ネットで調べたんですけど、

政令指定都市とか中核市とか都道府県というのを合わせて129市ありますが、その中でこの議会基本条例があるのが73市で57パーセント、さらにその中で災害対策をしているのは、たったの16市、21.9パーセントしかない。その中に、我々のこの愛南町そして愛媛県が入っているというのは、これはやはり危機への意識の高さだと思います。

私的な意見ですけど、昨日もなんかすごい大雨のとき思いましたが、この詳しく議会の災害対策対応要綱というのを、私たちちょっと勉強して、そのときになってオタオタしないように、大地震とか、大災害のときの体制とか我々議員の個々の役割とか、早目に確認をすべきではないかなというふうに思いました。

以上です。

○金繁委員長 はい、ありがとうございました。

解釈については、1項の部分、平時にやるべきことを加えたということですが、これに関して御意見ありませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 解釈について特に意見はないんですけど、その僕が問題にするのは、2項の災害対策要綱、これの中身が全然ないんで、言ったら実際起きたときに、人をどうするかこうするとかだけであって、去年思うんですけどね、全然情報が入ってこない。だから、人に聞かれても、あんたら知っとるやろうが、と。で、コロナに関して、そのぐらい知っとるやろうがと、よく言われるんで、やっぱりその辺はほかの町みたいに情報をもっと出すべきだろうかと、僕は思います。

○金繁委員長 はい、ありがとうございます。

そうですね。じゃあ解釈については、少林委員の1項を加えるのは大丈夫ですか。皆さん、ほかの方も大丈夫ですかね。

じゃあ、少林さんの解釈で、委員の解釈で行きましょう。

災害のときのもっとこう実務的なというか、実際にこう役に立つ情報なりがもっと備わるべきではということで、これはどうしましょう。これはここの委員会というよりも、また議会としてということになる、町のほうに要望していくということになるかと思うんですけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この要綱の運用という面で、そこを定めるべきじゃないかなと。情報提供とかというのが趣旨です。

○金繁委員長 ああ、なるほど。分かりました。

じゃあ、要綱の運用というところ、ものを作るべきではないかと、それは活性化委員会で作るんですかね。

これはでも災害のね、分野になるので。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これは全体で。

○金繁委員長 そうですね。

○嘉喜山委員 やるべきところかと。

○金繁委員長 そうですね。はい、じゃあここには課題としては、要綱の運用を定めるべきではないかということで、活性化委員会でやる課題というよりは、またこれも議長に持ち帰っていただいて、議会全体で検討していただくということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ほか何かないですか。よろしいですかね。

じゃあ、21条、石川委員。

○石川委員 あの、2項は。

○金繁委員長 2項。

○石川委員 私、この事務局の案も、少林委員のものもですね、大災害が発生したときに、って書かれてますけど、これ愛南町の災害対策本部は、警報が出た時点で大災害になるかならないかは分かりませんが、警報が出た時点で、これ設置されますんで、だから、大災害が発生したときに、って限定するんですね、解釈おかしいんじゃないかなと私は思いますけど。

○金繁委員長 なるほど。そうですか。

少林委員。

○少林委員 これですね、わざと大災害にしたのだろうなというふうに思ったんですよ。そやなかったら、昨日の大雨のときとかも、全部要綱に沿ってうちらも何か動かんといけんになったりするんで、そういうのとは違うのかなと。対策本部が設置はすぐされるでしょ。

○石川委員 いや、警報がないと。

○少林委員 警報だったら。

○石川委員 警報がなくて、で、警報が出て、それで対策本部が設置されて。

○少林委員 設置され。はい、でもこれ条文にあるとあれやけど、その程度じゃない。

○金繁委員長 少林委員。

○少林委員 あ、すみません。その程度じゃあないのではないかと、だから、大災害、とわざと書いたのかなと。本文にはないようなことを、と解釈したんですが。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 ちょっといいですか。これ事務局の案もですね、大災害という規定、発生、大災害が発生したということを本文の中になんていってないんですよ。

○金繁委員長 事務局、その前に嘉喜山委員どうぞ。

○嘉喜山委員 すみません。僕もそこは思ってたんですけど、言うのを忘れてました。

で、愛南町の議会災害対策要綱の趣旨にも、大災害、とは書かれてないんですよ。で、やはり石川委員言われるとおりに、そこは、災害、とすべきだろうと思います。

○金繁委員長 大災害を災害に。

○石川委員 私はこの前のですね、事務局のこの、本町において大災害が発生したときに、というのをですね、削除すればいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。それは何でか言うたら、警報の時点でもう、もう既に災害対策本部は設置されるわけであって、その後で大災害が起こることになるかと思うんで、まずは警報が出た時点で既に行動しなさい、というのが、この愛南町の災害対策対応要綱になっているはずなんですよ。だから、もうここの解釈としてはこれのけたら、すんなり行くんじゃないかなと。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 私はですね、原文の、災害時の緊急事態、とありますが、この災害によりこの緊急事態となった状態のことを、事務局は大災害と読み取って表現しなきゃならない。要は同じことやない。

(発言する者あり)

○金繁委員長 事務局、ここを解読していただいてもよろしいですか。

局長、お願いします。

○本多事務局長 先ほどですね、尾崎委員が言われたような解釈で、災害時の緊急事態ということのをですね、大災害、という表現で表したということです。

以上です。

○金繁委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

災害の緊急事態、条文の、災害の緊急事態が発生し、というのが何を意味するのかということなんですけども、警報が出た時点でそれを緊急事態と言うのか、それとも大災害が起きてから緊急事態というのか、解釈が違ってきますよね。

で、石川委員がおっしゃるのは、大災害が発生する以前ではないかと。

- 石川委員 警報が発生って、この対策本部が設置された時点や。そうじゃないと意味がない。
- 金繁委員長 副委員長。
- 吉田副委員長 今、石川議員が言われたとおり、これは愛南町の災害対策本部が設置されたときが、町長が多分本部長になってやっていくべきことなんで、我々も連動するということなんで。先ほど、平時の、ということで、少林委員ですか言われてましたけども、そういう体制になっていると思います。
- 金繁委員長 石川委員。
- 石川委員 議会もですね、対策本部が設置された時点で、全協を開くことができるという文章になってます、この要綱は。だから警報が出た時点で対策本部は設置されますから、流的に言えばですよ。その後大災害が来るわけであって、だから警報が出た段階で、どういうふうにアクションをするかというのは、やっぱり大災害が発生したときに限定するのではなくて、その前に運用していく必要性が私はあると思いますから、これはカットしたほうが私は解釈としてはすんなりいくと思います。
- 金繁委員長 尾崎委員。
- 尾崎委員 2項の条文の中にですね、災害の緊急事態が発生し、愛南町災害対策本部が設置されたときは、ということになっとなるので、災害の緊急事態というものが特になければ、それでいいのだけど、これはあくまでも災害が発生をしたことが前提にして表現しとるので、発生する事態にならん限りは、該当ならんと私は思います。
- 金繁委員長 なるほど。
池田委員。
- 池田委員 どちらとも。災害って難しいとこで、それはちゃんと基準を置いとかんといけんのやけど、前の豪雨のときですかね、何年前やったか、去年か、去年か、7月か、あのときはすごい災害やったですよ、こっちも惣川が氾濫したりして、僕もそのとき駆けつけたけど、そういう場合もあるし、ここ二、三日の豪雨のように去年より降つとるのにそんなにあれはなかったというところもあるんで、そこら辺はちゃんと議会で話といたらええと思います、本当に。町が災害対策本部設置したら、議会も災害対策本部設置するぞと、それか。全協してあれするとか、またこれぐらいの、これぐらいの場合にここまで行った場合に議会があれするぞとか、で、防災メールもあるんで、各議員持とつたら、それまでは防災メールとか議会事務局からメールも入ってきますので、そこら辺で。それはやっぱり議会でちゃんとあれしたらええと思うんですが。BCPとか事業継続とかいろいろなこともあるんで、議会でそれをしとつたらええと思う。一から十までほんと災害対策本部、すぐ今設置するんで、警報が出たら、ほんと警報も頻繁に出るんで、そこら辺もそれは議会が話といたら、そうやるんやというんやったらやるということやと思います。
- 金繁委員長 はい。どうもここは、この解釈の文言どうこう以前に、議会でどう災害対策、どのレベルで2項の適用のときとするかとい、全体的な検討が必要かと思います。ここはどうしましょうかね、文言はどうしましょうか。
嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 そこは無視しましょう。
- 金繁委員長 無視というのは、どういう意味ですか、嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 その2項は、議会は愛南町災害対策本部を設置されたときは別に定める何とか要項により活動を行うものとするということで、別に問題ないと思うので、そのままざらりと解釈すると。
- 金繁委員長 じゃあ、本町において大災害が発生したときに、というのは、このままじゃなくて、この部分を削除しますか。
- 嘉喜山委員 と、思います。その要綱自体がそういう格好になったもんで。

○金繁委員長 はい。今、嘉喜山委員のほうから、本町において、解釈のですね、大災害が発生したときに、の部分を削除しておいたほうがいいのではないかと。石川委員もそのほうがいいということですが、皆さん異論ないですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 じゃあ、ここは削除をしておいて、じゃあ具体的にどのレベルで、この20条2項で議会が発動事態になるかというのは、要綱の運用と同時に議長に委ねることにして、全体でまた協議をお願いします。

(発言する者あり)

○金繁委員長 解釈はですので、本町において大災害が発生したときに、の部分を削除しておきますということです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 これ本町において愛南町災害対策本部が設置されたときは、愛南町議会はになると・・・という形になる・・・文章としては。

○金繁委員長 なるほど。

○尾崎委員 大災害、のこれが入ったら文章になる。

○金繁委員長 はい。本町において、は必要ないかなとは思いますが、というのはその大災害が発生したというのが本町の中で起きたときという意味で、本町において、と冒頭にあると思うので、「大災害が発生したとき」までとるのであれば、本町において、も要らなくなるかなとは思いますが。

で、尾崎委員がまさにおっしゃったとおり、愛南町議会が、というのを、後に持ってきて、愛南町災害対策本部と連携し、愛南町議会は災害対策活動を支援することを定めています、ということですかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 最初にですね、解釈案の最初に、愛南町災害対策本部が設置されたときは、愛南町議会が愛南町災害対策本部と連携し、とつながったら文章……。

○金繁委員長 ときは、を入れてしまうと、全ての災害対策本部設置時に議会を置かないといけなくなるので、そこをこう曖昧にしておこうというのが、今皆さんのお考えではないかと。で、そこは議長に持ち帰っていただいて、どのようなときに議会がアクションすることになるのか。ですので、解釈としては、愛南町議会は、

(発言する者あり)

○金繁委員長 は、に変わりますかね。愛南町災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援することを定めています。ということよろしいですか。

では、議長よろしくお願ひいたします。

はい、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 もう少しです。21条、継続的な検討。

石川委員、お願いします。

○石川委員 本文の朗読はちょっと割愛させていただいて、私の解釈案ですが、議会は、毎年この条例のとおり運営されているか検証することを規定している、と、2項については、法律改正等を考慮しながら条例の改正を含む適切な処置を講ずると規定している。3項、改正は本会議において改正の理由を説明しなければならないと規定しています。

参考までにですね、松山市議会の第7章のこの議会を、第7章の第27条、評価及び見直しという、参考までに市議会の基本条例を載せてます。議会は、常に市民の意識、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条

例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならない。ということ。

○金繁委員長 ありがとうございます。

じゃあ、解釈案は変更なしということですか。

○石川委員 ほぼほぼ一緒だと思います。

○金繁委員長 何か御意見ありますか。

なければ解釈案はこのままでいいですか。

課題もないですかね。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 では次、最後22条、副委員長お願いします。

○吉田副委員長 これはもうコメント全くありません。全く同じなんで、以上でよろしいでしょうか。

○金繁委員長 ありがとうございます。

御意見ないですか。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 私としては、条例の直接の開示に当たるのですが、2項はこの条例で定めるべきものじゃないかと、じゃないと思います。

○金繁委員長 すみません、もう少し詳しくお願いします。

○嘉喜山委員 これはですね、結局この条例の運用であるので、あえてここで規定するべきものじゃないんじゃないかなと僕は思っています。

○金繁委員長 なるほど。ということは、規則か何かで。

はい、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この1項で、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。とあるんで、これに実際は含まれていると解釈すべきと考えます。よって、2項あえてここで規定する必要はないということです。

○金繁委員長 ああ、なるほど。

石川委員。

○石川委員 先ほどもちょっと出ましたか、けども、倫理条例これは基本条例に運用上定められないものになるかと思うんですよ。だからそういう部分を、2項で私は期待しているんじゃないかというふうに理解してますけど。

○金繁委員長 副委員長。

○吉田副委員長 すみません、私の説明が雑で申しわけありません。誤解を生じた。この2項についてはですね、定めのないものですから先ほど今、石川議員が言われたとおり、そういうものについてはこの議長が全員協議会で意見を参考にするというふうなことで、ここは縛りを設けてないといろいろな事態出たときに対応のしようがないのかなというふうな形なんで、ほとんど今の条文とですね、全く同じなんで特にコメントなしということで、これはこれで補足として付け加えていかなきゃまずいのかなということで、一応すみません特にコメントなしということにしましたので、先ほど石川議員が言われたとおり、あらゆる面においてその運用上定めのないものについては、これは議長が全員、議員全員協議会を参考にして定めるものにしておかないと收拾がつかなくなるのでということなんで、私はこれ必要だというふうに思います。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、よろしいでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 僕の考えは、言ったら定めがないことに関しては、全協で諮るとというのが基本なので、あえてここで入れる必要はないということです。

○金繁委員長 はい、分かりました。

22条2項がこの条例、基本条例上必要かどうかというのは、この継続的な検討の中で議運でね、やることになっているので、そこで検討していただくということにしますか。

活性化委員会としては、以上で条文の勉強会を、そして逐条解説の作成を終わりたいと思います。皆様どうもお疲れさまでした。

それで、この作りました解釈案のほうを皆で確認、もうできてますけれども、プラスこの各条例にひもづけてピックアップした課題について、全体を見てどれを優先順位にするとか、皆さんの意見を聞く会をぜひ行いたいと思うんですけれども、今度22日に全協で、まさにその活性化の勉強会、研修があるんですが、そのときに委員会をしてもいいんですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 局長。

○本多事務局長 22日の全協なんですけれども、一応午前中に研修会をして昼からですね、全員協議会をする予定となっております。その後ですね、産業厚生常任委員会が開かれる予定ですので、そのあたりを考慮していただきたいと思っております。

以上です。

○金繁委員長 じゃあ、22は無理ですね。

じゃあ取りあえずというか、そのできました解釈案をその全協で一旦皆さんに、ほかの議員の方たちにも見ていただいて、御意見をいただくかこれでよいですかということをご相談のほうがいいのですかね、一回。

石川委員。

○石川委員 もうまとまると思うので、もうメールベースかこのリンクベースかで配付しといて、意見をそれまでに取りまとめて、22日の全協に活性化としてこれが優先順位、課題がこういうのがありますというのを報告したらどうですか。

○金繁委員長 課題の優先順位は全体の課題をもう一回ざっとみんなで見て決めたほうがいいと思うので、取りあえずその解釈案を議会全員、ここにいらっしやらない議員の皆さんにも見ていただいてその意見をもらうというのをしたほうがいいかなと。

全協のときに、あらかじめだからおっしゃるようにリンクでお知らせをして見てもらいますかね。で、22か29の全協のときに。

(発言する者あり)

○金繁委員長 22か。22の全協のときにじゃあ意見をいただく機会をいただいてもいいですかね、議長。

議長。

○原田議長 一応さっき石川委員も言ったように、これでみんなに配信しとって、22日ですかね意見聞きますかね。

○金繁委員長 はい、お願いします。

そして、課題の優先順位については、またここで活性化委員会の中で協議をして優先順位決めたいと思うんですけど、その日程はどうでしょうか。また、改めてにしますか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、石川委員。

○石川委員 配付すれば、各自優先順位というのは課題見たら優先順位つけられると思うんで、後はみんなが集まって議論するということだと思ってるんで、そんな時間かからないんじゃないかなと。優先順位だけを定めるのであれば。

そしたら、研修会の前にやるかという手も一つありますけど。30分ぐらいで、9時から、22日の。

○金繁委員長 そうですね。せっかく活性化の専門の先生が来るので、できればその先生のお話を

聞いた後にはどうですかね、と思うんですけど。

局長お願いします。

○**本多事務局長** すみません、会の日程の関係なんですけれども、今ですね考えていたのが、7月13日はですねちょっと開催できる予定が、日程がとれます。また、7月29日の金曜日もとれるんですけども、今の流れでしたら7月の22日に全員協議会の中で、この解釈案を報告して意見をもらおうということですので、最終的なですね委員会としての中間報告の案を取りまとめて、例えば29日のですね、開くということは可能です。またその際に、今言ったような出てきた課題についても整理して皆さんと協議するというのも可能かなと思っております。

○**金繁委員長** なるほど。ありがとうございます。じゃあ2回になるよりは、1回でまとめて29日にしますか。よろしいですか。

じゃあ29日にやりましょう。どうもお疲れさまでした。

それと、先ほど、会議の中で一つ不穏当な発言がありましたので、記録を後日調査して、措置をしたいと思えます。よろしいですかね。

じゃあ、以上で終わりたいと思えます。

嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 29日、産業厚生常任委員会、午前中の予定がありますけど、午後入ってるよね、議会は。午後ということですね。

○**本多事務局長** 午後です。

○**金繁委員長** 午後の予定ですね。よろしいですか。

○**吉田副委員長** じゃあ最後に、閉会の言葉ですかね。取りあえず22条までですね、やっと解釈終わりました。次回まとめて、29日が最終ですかね。いい方向でその基本条例が活性化できるように、あとは最後の詰めというところまで来ました。本当にお疲れさまでございました。今日はこれで閉会をいたします。お疲れさまでございました。